

「原子力災害対策指針」の改正（H30.7.25）について

＜計画修正に関連する主な内容＞

◇ 原子力災害対策の目標に係る記述を国際的な考え方と整合を図る。

I A E A技術文書において示されている「緊急事態対応の目標」のうち、次の2点を防護措置の実施に係る定性的目標に反映

- ・ 重篤な確定的影響を回避又は最小化すること。
- ・ 確率的影響のリスクを低減すること。

○ 前文＜目的・趣旨＞（改正後）

本指針の目的は、国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するための防護措置を確実なものとすることにある。

○ 第2（3）原子力災害対策重点区域（改正後）

P A Zとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、E A Lに依じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。

U P Zとは、確率的影響のリスクを低減するため、E A L，O I Lに基づき、緊急防護措置を準備する区域である。